

平成30年第1回定例会

議案参考資料

平成30年2月7日

議案参考資料目次

議案第1号	埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議案第2号	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	8
議案第3号	平成29年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)……………	別冊
議案第4号	平成30年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算……………	別冊
議案第5号	平成30年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算……………	別冊

議案第 1 号参考資料

件名	埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	<p>個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）</p> <p>行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 51 号）</p>
<p>【趣旨】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行個法」という。）の一部改正により、必要な規定を整備するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（以下「条例」という。）の一部を改正するもの。</p> <p>【内容】</p> <p>主な改正内容は次の通りである。</p> <p>1 個人情報の定義の明確化（第 2 条第 2 号の改正）</p> <p>行個法の改正により個人情報の定義が改正され、指紋データ、旅券番号等の「個人識別符号」が個人情報に該当することが明確化された。これに伴い、条例においても、個人情報の定義を行個法と同様のものとする。</p> <p>2 いわゆる「センシティブ情報」の対象の拡大等（第 7 条第 3 項の改正）</p> <p>行個法の改正により、「要配慮個人情報」が定義され、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報、いわゆるセンシティブ情報が明確化された。これに伴い、既に条例で規定されているセンシティブ情報として取り扱う個人情報の対象を拡大し、行個法の要配慮個人情報に含まれるものを新たに追加する。また、当該情報を取り扱う場合に、個人情報を取扱う事務に関する届及び個人情報ファイルの保有に関する届にその旨を記載することとする。</p> <p>3 条ずれの対応及び文言の修正</p> <p>番号法の改正により生じた引用条項のずれを改める。その他、細かい文言の修正を行う。</p>	
施行日	公布の日から施行する。
【その他参考事項】	

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例新旧対照表

新	旧
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、画像若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることとなるものを含む。）を識別することができることとなるものを含む。）</u></p> <p>イ <u>個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 事業者 法人（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（<u>地方独立行政法人法</u>（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることとなるものを含む。）をいう。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 事業者 法人（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（<u>地方独立行政法人法</u>（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）</p>

<p>その他の団体（以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>（個人情報を取り扱う事務の届出）</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（一時的な使用であつて、短期間に廃棄され、又は消去されるときは、あらかじめ、次に掲げる事項を除外し、又は消去されるときは、あらかじめ、次に掲げる事項を広域連合長に届けなければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。）を開始しようとするときは、次に掲げる事項を広域連合長に届けなければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(4の2) 記録項目に第7条第3項に規定する個人情報が含まれるときは、その旨</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>（個人情報の保有の制限等）</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施機関は、<u>人種、思想、信条、信教、社会的身分、病歴、犯罪の経歴及び犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報</u>を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p>	<p>他の団体（以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>（個人情報を取り扱う事務の届出）</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（一時的な使用であつて、短期間に廃棄され、又は消去されるときは、あらかじめ、次に掲げる事項を除外し、又は消去されるときは、あらかじめ、次に掲げる事項を広域連合長に届けなければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。）を開始しようとするときは、次に掲げる事項を広域連合長に届けなければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>（個人情報の保有の制限等）</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施機関は、<u>思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報</u>を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p>
--	--

<p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(利用目的の明示)</p> <p>第8条 実施機関は、本人から直接書面（<u>電磁的記録</u>を含む。）に記録された当該本人の個人情報取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(安全確保の措置)</p> <p>第10条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第2項及び前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令等の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(個人情報ファイルの保有等に関する届出)</p> <p>第15条 実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、広域連合長に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(利用目的の明示)</p> <p>第8条 実施機関は、本人から直接書面（<u>電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録</u>（第28条及び第65条において「<u>電磁的記録</u>」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(安全確保の措置)</p> <p>第10条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第2項及び第4項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令等の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(個人情報ファイルの保有等に関する届出)</p> <p>第15条 実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、広域連合長に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を</p>
--	--

<p>届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(4の2) 記録項目に第7条第3項に規定する個人情報が含まれるときは、その旨</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第19条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別すること</p> <p>はできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭</p>	<p>届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第19条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭</p>
---	--

<p>和 25 年法律第 261 号) 第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。) である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(部分開示)</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 3 号の情報 (開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。) が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第 39 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止 (以下「利用停止」という。) に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第 7 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき、又は第 13 条第 1 項から第 4 項までの規定に違反して利用されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されていると</p>	<p>(昭和 25 年法律第 261 号) 第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。) である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(部分開示)</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 3 号の情報 (開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。) が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第 39 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止 (以下「利用停止」という。) に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第 7 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき、又は第 13 条第 1 項から第 4 項までの規定に違反して利用されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されていると</p>
---	---

<p>き、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去 (2) (略) 2・3 (略)</p>	<p>き、又は同法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去 (2) (略) 2・3 (略)</p>
--	--

議案第 2 号参考資料

件 名	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)
<p>【趣 旨】</p> <p>平成 30 年度及び平成 31 年度の保険料に関し、所得割率及び被保険者均等割額を定めるとともに、保険料の賦課限度額及び所得の少ない被保険者に対する均等割額の軽減判定基準の変更並びに住所地特例の基準を変更するため、条例の一部を改正するもの。</p> <p>【内 容】</p> <p>(1) 保険料率の変更 平成 30 年度及び平成 31 年度の保険料の所得割率は、0.0786 とし、被保険者均等割額は、41,700 円とする。</p> <p>(2) 保険料の賦課限度額の変更 平成 30 年度以降の保険料の賦課限度額は、62 万円とする。</p> <p>(3) 保険料の被保険者均等割額に係る軽減判定基準の変更 平成 30 年度以降の保険料の軽減対象となる所得基準額を算出するための被保険者の数に乘じる金額を、5 割軽減については 27 万円から 27 万 5 千円に、2 割軽減については 49 万円から 50 万円に変更する。</p> <p>(4) 住所地特例の取扱いの変更 平成 30 年度以降の市町村が保険料を徴収すべき被保険者に、県内に住所を有する被保険者及び従来住所地特例の適用を受ける被保険者のほかに、県内に住所を有しないが、国民健康保険の住所地特例適用の引継ぎにより埼玉県後期高齢者医療広域連合の被保険者となった者を加える。</p> <p>(5) 経過措置 改正後の条例の規定は、平成 30 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 29 年度分までの保険料については、なお従前の例によること。</p>	
施 行 日	平成 30 年 4 月 1 日
【その他参考事項】	

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(保険料の賦課総額)</p> <p>第4条 特定期間（法第116条第2項に規定する特定期間をいう。）における各年度の法第104条第2項の規定により広域連合が被保険者に対して課する保険料の賦課額（第14条又は第15条に規定する基準に従い第5条から第11条までの規定により算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下「賦課総額」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる額の合計額の見込額からイに掲げる額の合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者医療交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による</p>	<p>(保険料の賦課総額)</p> <p>第4条 特定期間（法第116条第2項に規定する特定期間をいう。）における各年度の法第104条第2項の規定により広域連合が被保険者に対して課する保険料の賦課額（第14条又は第15条に規定する基準に従い第5条から第11条までの規定により算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下「賦課総額」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる額の合計額の見込額からイに掲げる額の合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法第93条、第96条及び第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者医療交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高</p>

<p>補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入の額の合計額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(所得割率)</p> <p>第9条 平成30年度及び平成31年度の所得割率は、<u>0.0786</u>とする。</p> <p>(被保険者均等割額)</p> <p>第10条 平成30年度及び平成31年度の被保険者均等割額は、<u>41,700円</u>とする。</p> <p>(賦課限度額)</p> <p>第11条 第5条の賦課額は、<u>62万円</u>を超えない。</p> <p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第14条 所得の少ない被保険者に対して課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(1)・(1)の2 (略)</p>	<p>齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入の額の合計額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(所得割率)</p> <p>第9条 平成28年度及び平成29年度の所得割率は、<u>0.0834</u>とする。</p> <p>(被保険者均等割額)</p> <p>第10条 平成28年度及び平成29年度の被保険者均等割額は、<u>42,070円</u>とする。</p> <p>(賦課限度額)</p> <p>第11条 第5条の賦課額は、<u>57万円</u>を超えない。</p> <p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第14条 所得の少ない被保険者に対して課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(1)・(1)の2 (略)</p>
---	--

<p>(2) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>27万5千円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p>	<p>(2) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>27万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p>
<p>(3) 当該年度の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>50万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p>	<p>(3) 当該年度の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>49万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>

<p>(保険料の納付)</p> <p>第21条 保険料は、第4条から前条までの規定により当該市町村に住 所を有する被保険者及び法第55条又は法第55条の2の規定の適用 を受ける被保険者に対して課した保険料の額を当該被保険者から市町 村が徴収し、その徴収した額を当該市町村が広域連合に納付するもの とする。</p>	<p>(保険料の納付)</p> <p>第21条 保険料は、第4条から前条までの規定により当該市町村に住 所を有する被保険者及び法第55条の規定の適用を受ける被保険者に 対して課した保険料の額を当該被保険者から市町村が徴収し、その徴 収した額を当該市町村が広域連合に納付するものとする。</p>
<p>(市町村が徴収すべき保険料の額)</p> <p>第22条 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった 市町村（当該住所を有することとなった後に法第55条の規定により 広域連合の区域外に住所を異動した場合には異動前の市町村、 法第55条の2の規定により被保険者の資格を取得した場合について は同条に規定する従前住所地市町村）において徴収すべき保険料の額 の算定は、当該被保険者が住所を有することとなった日（法第55条 の2の規定により被保険者の資格を取得した場合には資格取得 日）の属する月から月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった市町村にお いて徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有しなく</p>	<p>(市町村が徴収すべき保険料の額)</p> <p>第22条 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった 市町村（当該住所を有することとなった後に法第55条の規定により 広域連合の区域外に住所を異動した場合については異動前の市町村） において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有す ることとなった日の属する月から月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった市町村にお いて徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有しなく</p>

<p>なつた日の属する月の前月までの月割をもつて行う。ただし、当該被保険者が、法第55条の規定の適用を受ける場合（<u>法第55条の2の規定により法第55条の規定を準用する場合を含む。</u>）においては、これを適用しない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（平成29年度における保険料の賦課総額の算定の特例）</p> <p>第3条 平成29年度における保険料の賦課総額の算定について第4条の規定を適用する場合には、同条中「第14条又は第15条に規定する基準に従い」とあるのは「平成29年度においては第14条若しくは第15条又は<u>附則第4条から第6条までに規定する基準に従い</u>とする。</p> <p style="text-align: right;">（平成29年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課総額の特例）</p>	<p>なつた日の属する月の前月までの月割をもつて行う。ただし、当該被保険者が、法第55条の規定の適用を受ける場合には、これを適用しない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（平成28年度及び平成29年度における保険料の賦課総額の算定の特例）</p> <p>第3条 <u>平成28年度及び平成29年度における保険料の賦課総額の算定について第4条の規定を適用する場合には、同条中「第14条又は第15条に規定する基準に従い」とあるのは「平成28年度においては第14条若しくは第15条又は<u>附則第4条から第6条までに規定する基準に従い、平成29年度においては第14条若しくは第15条又は<u>附則第4条、第7条若しくは第8条に規定する基準に従い、</u>とし、「あつては、」とあるのは「あつては、それぞれ」とする。</u></u></p> <p style="text-align: right;">（平成28年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課総額の特例）</p>
---	--

<p>第4条 <u>平成29年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額</u>について第14条第1項第1号の規定を適用する場合には、当分の間、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。</p> <p>2 前項の規定は、<u>平成29年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額</u>について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合には、適用しない。</p>	<p>第4条 <u>平成28年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額</u>について第14条第1項第1号の規定を適用する場合には、当分の間、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。</p> <p>2 前項の規定は、<u>平成28年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額</u>について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合には、適用しない。</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(平成28年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)</u></p> <p>第5条 <u>平成28年度における基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする。</u></p> <p>2 前項の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。</p> <p><u>(平成28年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)</u></p> <p>第6条 <u>平成28年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料</u></p>

<p><u>(削る)</u></p> <p>(平成29年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>(平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課</p>	<p>の減額について第15条の規定を適用する場合には、<u>同条第1項中「被保険者(前条第1項第1号から第2号まで及び第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。)</u>について、<u>法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、<u>「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。</u></u></p> <p>(平成29年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課</p>
--	---

の特例)

第8条 (略)

の特例)

第10条 (略)